

令和2年7月16日

それでは東京都心部等の感染が急速に拡大している地域への移動に関する呼びかけと県内の発生状況などについて少し申し上げたいと思います。

まず県内の方からですが、新型コロナウイルス感染症の発生について本県では7月10日に76日ぶりとなる新規感染者の発表をさせていただき、以降この方を含めて県内で8名の感染者が発生しました。

三重県では、『三重県指針 ver. 2』において、モニタリング指標を定め、感染拡大の予兆を察知した場合に対策を講じる判断基準としておりますが、本日発表した新規感染者を含めて直近5日間の状況は、新規感染事例2、新規感染者5、入院患者7となっております。

モニタリング指標からも直ちに措置を強化する段階にはありませんが、短期間で新規感染者が発生していることから警戒を強めていく必要があります。

今、申し上げたものはこれです。

10日からでありますけれども、初発の患者、新規の感染者というのが47、48、53、54でありますけれども、その接触者という形になっていきます。で、この30、20というのがモニタリング指標に入っております。今申し上げましたとおり5日間で2, 5, 7ということですので、この措置強化、感染事例が発生してはおりますけれども、措置強化という段階には至ってませんが、引き続き警戒をする必要があるというふうに思っております。

警戒を強めていくということありますけれども、これが47から54の事例でありますけれども、見ていただきますとおり、感染経路がほぼ特定されていることであるということや、後でも少し述べますが東京などですね、大都市部との往来によつての感染という形になっていきますので、感染経路が一定推定されているケースが大半ということもあつて、県民の皆さんには引き続き感染防止対策を徹底していただきながら、それを前提として経済社会活動との両立を図っていただきたいと思つています。

一方で、後でも申し上げますけれども、東京都心部などへの移動においてはご配慮いただきたい点があります。それを今から申し上げたいと思つています。

東京都の新規感染者数は、7月9日から12日の間200人を超え、その後も100人を超える人数で推移をしており、本日は過去最多となる280人台との見通しの報道もありまして、昨日には都知事から「感染拡大警報を発すべき状況」との呼びかけがあり、依然として予断を許さない状況にあると考えております。

近隣県においても、東京都をはじめ、神奈川県、埼玉県を感染経路とする事例が増えており、本県でも、繰り返しになりますけれども、本県でも47例目、54例目の感染者の感染経路は東京都に由来すると考えられています。

これらのことをふまえ、東京都心部等、感染が急速に拡大している地域への移動については、その必要性や訪問先について、一度立ち止まって、慎重に考えていただきますようお願いをいたします。

そのうえで、移動の必要がある場合は、「まめに手洗い・手指消毒」、「密閉、密集、密接

といった三つの『密』の回避、「人との間隔は、できるだけ2 m、最低1 m空ける」といった『新しい生活様式』による感染防止対策の徹底をお願いします。

特に、感染防止対策が不十分な飲食店、クラブ、カラオケ、劇場などへの訪問を控えていただくようお願いします。

他県の方におかれましては『三重県指針 ver. 2』においてお住いの都道府県の移動に関する方針にご留意いただくようお願いしているところですが、東京都にお住いの方におかれましては、昨日都知事が呼びかけられたとおり都外への不要不急の外出はお控えいただきますようお願い申し上げます。

これですね。今日も注意喚起ということでありまして、東京都心部などの移動については必要性、訪問先を一度立ち止まって慎重に考えていただきたいということ。先ほど3つの密の話もしましたが、感染防止対策を徹底してほしいということ。そして、今のクラスターの発生状況などを見て、少し3つ目のところを詳しく書かせていただきましたが、特に移動先において感染防止対策が不十分な飲食店、もちろんガイドラインを順守している飲食店もありますので、不十分な飲食店あるいはクラブ、カラオケ、劇場等は行くことを控えていただきたいということでもあります。移動先でのということですね。

米印にありますとおり、これ追加しましたが、都知事の方から都民の皆様は都外への不要不急の外出を控えてほしいということが都知事から出されていますので、ぜひそれにご留意いただきたいということでもあります。

それから最後、もう1点ですけども、これまで県は、個人への偏見や差別につながる行為や人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないようお願いしてきたところですが、大変残念なことに、最近新規感染案件が出てきた中で、SNS等において、個人や企業の特定、患者の勤務先や行動先への風評被害が懸念されるような情報が見受けられています。

戦うべきは人ではなくウイルスです。私たちは今、ウイルスという見えない敵と戦っています。さらに「差別」という見えない敵を増やして、地域や大切な人間関係に不安や混乱を助長させても、誰にもなんらプラスにならないのは間違いありませんし、それでウイルスが収束するという事は一切ありません。

直近の感染者にはお子さんや帰国された外国の方も含まれていますが、感染した方やそのご家族、関係者が地域や職場、学校において不当な差別、偏見、いじめを受けるようなことは、絶対にあってはならないことでもあります。

感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。県民の皆様におかれましては、ここにもありますけれども、個人や企業への偏見や差別、いじめにつながる行為、人権侵害、誹謗中傷は絶対に行わないようにしてください。ぜひよろしくお願いたいというふうに思います。これがその呼びかけの関係であります。

続いて、Go To Travel の事業について、少しコメントというか、させていただきたいと思います。Go To Travel 自体の所感とか受け止めみたいなのがありましたら、後でご質問いただければと思います。

国の Go To Travel 事業につきましては、これまで県内各地から早期の実施への高い期待の声があり、県としても、先般（7/3）の観光庁の田端長官の来県の際に、早期の実施を

要望してきたところです。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染が拡大傾向にある状況を踏まえて、全国的な移動を促す事業に対して、懸念の声も聞かれるようになっております。

Go To Travel 事業については、現在、宿泊事業者等における感染防止策等の事業の詳細について検討が行われており、本日（16日）開催される新型コロナウイルス感染症対策分科会での専門家の意見を踏まえて、明日（17日）に国土交通省から発表されると聞いております。

今日、申し上げておきたいことが2点あります。

同じ中身ですけど、県では、Go To Travel 事業と連携して、独自に割引率を上乗せをするということを申し上げてきましたし、その予定でございましたが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、実施時期、県が行う上乗せの実施時期については慎重に判断したいと考えております。

具体的には、実施時期については、9月以降に開始する。対象エリアについては、全国を対象とはせず、一部の地域の県民の方に限定するなどの対応を行うこととしたいというように考えております。

つまりですね、Go To Travel ができたら、Go To Travel の旅行部分は35%の割引率なので、それに15%上乗せをして5割で旅行を促進するということを申し上げていたのですが、今、期待の声もある一方で不安の声もありますから、全国的移動を増やすというような観点になるようなことはやめてですね、上乗せは9月以降、上乗せする時は一部のエリアを検討していくと、どういう地域かということはこれからやっていきたいと思っておりますけども、あとでもしあれば申し上げますけども、実は県内のいろんな観光事業者や団体とかに、うちの観光局が一生懸命声を拾ってきてくれました。結果、4連休とか夏休み、お盆の時期とかはですね、結構予約が埋まってきている状況です。国がこういうのをやっていただくのは大変ありがたいことなんですけども、旅行需要の平準化ということから考えれば9月以降にインセンティブを持っていった方がいいということと、今感染状況の不安の声が、旅行者の方も事業者の方もあると思いますので、県の上乗せについては6月議会でご決定いただいたことですが、こういう形で、少し安心という観点でも運用を変更したいというように考えています。

引き続き、先ほど言いましたように今日の分科会、明日の国交省から発表、それを注視しまして、明日の国交省からの発表を踏まえて、あらためて県民のみなさんに呼びかけなどすることがあればさせていただきたいというふうに考えています。私からは以上です。